



添付書類は、ホチキス止めるか、裏面に貼付してください。

様式第2号（第6条関係）

申請日 令和 年 月 日

（宛先）さいたま市長

※「施設等利用給付認定通知書」を確認のうえ、御記入ください。
なお、申請者は認定子どもと同一の住所の方としてください。

認定保護者※(申請者) 氏名・生年月日	(年 月 日生まれ)
現住所	
連絡先	— —
認定子ども 氏名・生年月日	(年 月 日生まれ)
認定番号※	

施設等利用費支給申請書兼請求書（償還払い用）

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、特定子ども・子育て支援提供証明書及び記入事項に関する証拠書類を添付し、以下のとおり施設等利用費の支給を申請します。支給決定された施設等利用費は、下記の振込先に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

- (1)施設等利用給付認定保護者（申請者）と認定子どもがさいたま市内に居住していることを、さいたま市が住民基本台帳で確認すること。
- (2)実際に利用していることをさいたま市が対象施設に確認すること。
- (3)利用料の支払い状況をさいたま市が対象施設に確認すること。
- (4)給付額は、さいたま市が申請内容や添付書類を基に審査を行い、支給決定すること。

1 申請額 右記「施設等利用費明細書」のとおりに記入してください。

2 振込先 （あてはまる□にレ点）

- ☐ 前回の申請と同じ口座
- ☐ 以下の口座（初めての申請の時や前回と異なる口座を指定する場合）

認定保護者名義でない口座に振込希望の場合は必ず記入してください。

- ☐ 右の者を代理人と定め施設等利用費の受領を委任します。
- 氏名： _____
- 住所： ☐ 認定保護者と同じ _____

生年月日： _____ 年 月 日

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・信用組合・労働金庫	
支店名（※ゆうちょ銀行の場合は店番に他行からの振込用の3桁の番号を記入してください。店名の記入は不要です。）	店名	店番
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号（※ゆうちょ銀行の場合は他行からの振込用の7桁の番号）		
口座名義（カタカナ）		

▼添付書類（この申請書に添付してください。添付がない場合は支給できません。）

- ・特定子ども・子育て支援提供証明書
- ・施設等に支払った金額を証明する領収証等（口座振替の場合は通帳の写しなどでも可）

※ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの利用は支給対象外）を利用した場合は上記書類ではなく「援助活動報告書」を添付。

--	--	--	--	--

施設等利用費明細書（幼稚園、認定こども園の在園者用）

※太枠内のみ御記入ください。

費用の種類	幼稚園等の預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料		
認定子ども氏名	(カナ) _____	施設等利用給付認定の区分	☐ 第2号 ☐ 第3号
幼稚園・認定こども園名称			

			年 月 分	年 月 分	年 月 分
1. 幼稚園等の預かり保育事業 ※1	(A)	支払った利用料	円	円	円
	(B)	利用日数	日	日	日
	(C)	(B) × 450 円	円	円	円
	(D)	(A) と (C) のいずれか小さいほう	円	円	円
2. 認可外保育施設等の利用料 ※2	(E)	施設等名称①	円	円	円
		施設等名称②	円	円	円
		施設等名称③	円	円	円
		施設等名称④	円	円	円
			円	円	円
3. 小計	(F)	(D) + (E)	円	円	円
4. 上限月額 ※3	(G)	第2号認定：11,300 円 第3号認定：16,300 円	円	円	円
5. (F) と (G) のいずれか小さいほう＝支給金額			円	円	円

支給決定額	円
-------	---

（注記）

※1 [支払った利用料]：幼稚園等が発行した領収証等に記載された預かり保育の利用料から「特定費用」（おやつ代など）の額を除いた額

[利用日数]：幼稚園等が発行した「特定子ども・子育て支援提供証明書」に記載された利用日数

※2 【重要】在籍する幼稚園等の教育・保育の提供が1日あたり8時間以上、かつ年間200日以上の場合は、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となりませんので、記載しないでください。

[施設等名称]：記入対象は認可外保育施設、病児保育事業、認可保育所等の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの利用除く）です。領収証等に記載された施設名*を正確に記入してください。

（*ベビーシッター個人と契約している場合は「ベビーシッターの個人名」、さいたま市ファミリー・サポート・センターまたは緊急サポートセンター埼玉を利用した場合は「さいたま市ファミリー・サポート・センター」と記入）

[金額欄]：利用施設ごと、月ごとに、利用した施設等が発行した領収証等に記載された保育料や延長保育料から特定費用（給食費など）の額を除いた額を記入してください。なお、さいたま市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業助成金の申請を行った方は、利用料から助成金申請額を控除した金額を記入してください。

※3 【重要】「施設等利用給付認定の区分」が第1号の期間は、支給対象となりません。また、月の途中で認定の取得・喪失があった場合は、上限月額を日割りします。